

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは —2018-19年に実施された調査に基づく議論—

水 野 かほる

『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学国際関係学部)
第19巻第2号(2021年3月)抜刷

【論文】

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは —2018-19年に実施された調査に基づく議論—

水野かほる

1. 問題設定

日本語を解さない外国人が裁判を受ける権利を担保するのが法廷通訳人である。2016年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で判決を受けた被告人57,697人のうち通訳人がついた外国人被告人は2,624人で、法廷で使用された外国語は40言語に及ぶ（裁判所事務総局刑事局 2018:1）。

今後も我が国に滞在・定住する外国人は増加すると考えられ、それに伴い司法通訳（法廷通訳）¹の役割の重要性が高まると考えられる。しかし、司法通訳人になるにあたって特別な資格は必要ない。また、通訳の中でもより正確性と忠実さ（法的等価）が要求される司法通訳では、原発言者のメッセージの内容を別の言語の聞き手に確実かつ効果的に伝わるように表現する事の難しさが存在する。殊に法廷通訳においては、量刑と心証に影響する言語の等価をはからなければならず、厳格なまでの正確性が要求される。

静岡県立大学法廷通訳研究会では、2012年と2017年に法廷通訳経験者を対象に法廷通訳人が抱える負担についての調査を行い、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）の発言を訳しにくいと感じるか、どのような話し方が分かりやすいか、誤訳についてなどの調査も実施した。その結果、8割以上の通訳人が法曹三者の発言が訳しにくいと感じたことがあると答えている。また、2018年末から2019年にかけて、国内の司法通訳経験者を対象として、司法通訳人自身が司法通訳をどのように見做しており、実際にどのように通訳しているのか、求められる正確さとはどのようなものであると答えているかについて調査を行った（水野かほる2020）。それは、司法通訳人の役割や

1 本稿において「司法通訳」と言うときには、公判段階における法廷通訳のみならず、勾留質問や警察・検察の捜査官による捜査段階の通訳も含めて考える。また、「法廷通訳人」とは、司法手続きの中で、主として刑事裁判手続きに関わる通訳人、翻訳人である。「法廷通訳人」の用語には狭義の裁判所選定の法廷通訳人に限らず、刑事司法手続きに関わるすべての通訳翻訳人を含むものとして使用する場面があり、その場合、具体的には、裁判所の法廷以外の場所での通訳、警察・検察や弁護人が依頼する通訳翻訳人も検討の射程に入る（水野・津田2016）。

通訳の正確性をどのように見做すかは、それぞれの通訳の通訳観・言語観につながる根本的な意味を持つと考えられるからである。

本研究では、司法通訳人を使う側である弁護人に対する調査から、弁護人が通訳人の行う通訳に対してどのように認識しているか及び弁護人が自身の通訳の現場での発言をどのように感じているかを明らかにする。また、上述の司法通訳人に対する調査結果との比較から、弁護人と通訳人との司法通訳への認識や通訳方法に対する考え方の共通点と相違点はどのようにあるかを明らかにしたい。

2. 先行研究

司法通訳における通訳人の役割や通訳の正確さをどう見るかに関して、以下において、司法通訳及び法廷通訳に関する解説書や学会誌で紹介された研究者の意見を紹介する。

司法通訳にとって最も重要な要素は「正確性の保証」であるとされる。司法通訳の「正確性」について、渡辺他（2004）は次のように定義している。

【正確性】通訳人は正確な通訳を行わなければならない。述べられたことについて、修正、割愛、付加をしてはならず、かつ説明を加えてはならない。
(渡辺他 2004:143)

特に法廷では被告人や証人が述べたことと通訳人の訳出は同一であるとみなされ、正確性については、話者の言葉の表現領域（register）や発話のあいまいさなどに関しても忠実であるべきとされる²。しかし、レジスターや丁寧度における等価性³の保持に関しては様々な議論がされており、完全な等価性を保持して正確に訳出することの限界やレジスターの等価性の追求は、通訳人の主觀、偏見、ステレオタイプに基づいた判断がなされる危険があるとも言われる（吉田他 2007b:308）。

吉田は、法廷の参与者は、通訳作業や通訳人の役割をどのように捉えているかについて異なる通訳観を持っており、その差異が通訳人の訳出行為を規定する要因の一つとなっていると述べる（吉田他 2007a）。通訳人の規範的役割を「言われたことをそのまま訳出する」とことだし（渡辺他 2004）、「通訳人を『導管』や『発声体』とみ

2 例えば、証人尋問の場合などに、質問とその答えがちぐはぐになった時にはそのまま訳すべきであり、丁寧語を用いて発言者の表現方法を改めるなどをしないように指摘されている（『法廷通訳バンドブック実践編』）。

3 通訳翻訳における「等価」に関して、鳥飼（2013:118）では、「二つの異なる言語同士まったく同じ意味で訳することは、一つ一つの対応関係をつぶさにみると原理的に不可能です。しかし、何とか『原文の意味と訳文の意味が同じになるように訳す』というある種の努力目標を語る言葉は必要です。それが『等価（equivalence）』です。」と述べている。

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは

たてる語用イデオロギーは強く意識化」(吉田 2011:69) かれているとも言われる。しかしながら、通訳には通訳人の解釈が伴い、その際に通訳人は自分の持っている情報・知見等の全てを動員して解釈に至っており、それは適切な解釈をしているのだという意見がある(吉田他 2007a)。鳥飼(2013)は、等価について、「語のレベル」、「語を超えたレベル」、「文法のレベル」、「テクスト構成のレベル」、「語用論のレベル」の5つに分類しているが、上記の意見は、語用論的等価性を保持した通訳の重要性を意味していると考えられる。

さらに、法廷での発言において使用される具体的な語や表現を訳した場合、起点言語(source language=SL)と通訳後の目標言語(target language=TL)の間でどのようなニュアンスの乖離が生じるかを検討することにより、等価性の問題を考察した研究が存在する(中村・水野 2009、水野真木子 2010)。「日本語を解さない被告人や証人の場合、通訳人が話す言葉がそのまま、被告人や証人の言葉として聞き手によって受け止められるので、通訳人は自分の訳出には細心の注意を払う必要がある。」(水野真木子他 2015:109)という指摘は、裁判員裁判においてはより影響が大きいと思われる。

また、石塚(2008)は、起点言語と出力される目標言語の間に表面的差異が認められるにもかかわらず通訳としては成功している事例があると述べ、同時通訳事例のSLの入力からTLの出力に至る処理過程の検証から、ディスコースの処理において脱言語化を伴う文脈把握による情報保持を行うことがそれを可能にしていると説明した。

この問題は通訳のあり方や通訳人の役割をどのように捉えるかの基本をなす問題であり、非常に重要であるが難しい課題を含んでおり、未だ解決には至っておらず、先行研究での議論において、実際に通訳人自身がどのように認識しているかについての考察は、管見によれば吉田の調査以外には見られないと思われる。そこで、実際の通訳の経験から司法通訳人は司法通訳とはどのようなものであると捉えているのか。また望ましい通訳とはどのようなもので、それは実現されていると思っているのか。水野かほる(2020)では、上記に関して司法通訳人に対する調査を実施した。

さらに、司法通訳人を利用する側のユーザーは、通訳をどのように捉えており、通訳の現場でどのように行動しているのであろうか。『外国人刑事弁護マニュアル〔改訂第3版〕』では、通訳について「通訳をめぐる諸問題」として1章を立て、通訳人を付される権利の根拠と内容のほか、通訳に必要とされる条件、通訳人に求められる資質・能力等、捜査通訳・法廷通訳をめぐる問題点等について記述している。そして、通訳翻訳行為への認識や通訳がスムーズに進行するための通訳方法に関して、以下のような点が挙げられている。

- ・法廷通訳人を同行しての接見時における話し方:できる限り専門用語の使用を避

け、平易な表現により説明や質問をするよう心がけるべき。

- ・通訳人に通訳方法について要望すること：忠実・正確に通訳するように。
 - ・捜査通訳に関してチェックすべき点：言語によっては、日本語の単語に対応する単語がない場合もあり、通訳人の能力とは別のレベルの問題として意識しておく必要がある。
 - ・証人尋問・被告人質問の際の注意点：外国人の証人を尋問する際には、通訳人が訳しやすく、また、証人が答えやすくするよう、なるべく質問を短く区切って、テンポよく進める。複文や重文となる質問は、極力避ける。被告人質問において検察官からの反対尋問に対する答えでは、なるべく主観を排除し、記述的・客観的に、生の事実のみを答えるよう指導しておく必要がある。通訳を介する際に、趣旨が変わってしまうことをできる限り避けるためである。
- (大木他 2014)

上記マニュアルの初版（1997年）にはほとんどなかった通訳に関する記述が改訂第3版に付加されていることは、この間の外国人の人権をめぐる状況の変化を感じる。しかし、実際の弁護活動における弁護人の通訳に対する意識や通訳現場の実際はどうであろうか。

3. 弁護人に対する調査の概要

3.1 調査方法

調査方法は、オンラインで回答できる調査票（Google フォーム）を使用して、東京弁護士会及び大阪弁護士会に所属する弁護士に調査への協力を依頼した。

調査時期は2018年5月～2018年6月30日。回答者は43名（有効回答）。

3.2 回答者の属性

回答者の年齢層は、30歳以下が4.4%、31～40歳が40.0%、41～50歳が33.3%、51～60歳が15.6%、61歳以上が2.2%であった。

性別は、女性15人（33.3%）、男性28人（62.2%）であった。

回答者が最も理解しやすい言語は、日本語が半数以上の39人（86.7%）、日本語以外が1人（2.2%）、バイリンガルが3人（6.7%）となっている。

要通訳事件の弁護活動の経験件数は、1～10件（60.0%）が最も多く、11～20件（15.6%）、21～50件（11.1%）であった。

これまでに要通訳事件の弁護活動の経験のある場所（複数回答）は、警察39人（20.5%）、地方裁判所・高等裁判所35人（18.4%）、拘置所32人（16.8%）、法律事務所での打ち合わせ19人（10.0%）、検察庁14人（7.4%）、法務省入国管理局14人（7.4%）、等となっている。

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは

弁護士登録をした年は1984年から2017年まで広がっている。

3.3 調査項目

本調査においては、以下のような調査項目で調査を実施した。

通訳の仕方の選択肢は以下の観点から設定した。司法通訳は正確で厳密な通訳が求められる。その正確さと等価であることの議論をどのように捉えるのかを知るための項目である。

- (1) 通訳は言語メッセージのみをそのまま正確に伝達するものであると考えるか。
 - (2) そのまま伝達をするというよりは、原発言の発話の意味や内容を通訳するのか。
 - (3) 原発言の全てを聞き取れなくても、聞き取れた語と背景知識やコンテクストにより類推できれば良いか。
 - (4) 捜査段階と法廷での通訳の違いとして、検査段階では聞き直しややり直しをしながら通訳できれば良いと考えるか。
- また、通訳人を使う側の法曹三者の通訳觀や話し方は通訳の結果に大きな影響を及ぼすとみなされることから、ユーザーについての設問を加えた。
- (5) 捜査段階と法廷において、通訳人を使う側（警察官、検察官、弁護人、裁判官等）はどのように話しているか、また話すべきだと思うか。
- 調査では、各項目について、「現状はどのように通訳をしているか」と「どのように通訳するべきだと思うか」に関して、「非常にそう思う」から「そう思わない」の5段階で回答をしてもらった。

4. 調査結果

ここでは、調査によって得られた結果を示す⁴。結果は、各回答の割合（%）と回答を点数化した平均点の差の検定によって判断した。

4.1 捜査段階（警察、検察庁、拘置所、入国管理局等）での通訳について

検査段階での通訳において、通訳人は①「現状はどのように通訳をしているか」、また、通訳人は②「どのように通訳するべきだと思うか」を弁護人に尋ねた。①②の設問に対する弁護人の回答から以下の傾向が見られることが分かった。

検査段階の通訳において、現状（①）と理想（②）とで同じような傾向が見られ、現状で概ね理想が実現できていると思われているのは、「聞き直しややり直しをしながら、調書の内容を分かりやすく訳す」（「非常にそう思う」①14.0% ②14.0%，「や

4 調査の単純集計結果（%）については、本稿末尾に添付する（表1・2）。調査文の小文字アルファベットは、表1・2の記号に対応している。なお、検査段階における弁護人の話し方の「b やや複雑な構文を使う」の「②どのように発話するべきだと思うか」は調査票の設問文が抜け落ちていたため結果は表記されていないことをお断りする。

やそう思う」①25.6% ②39.5% であった。一方で、それ以外の以下の7項目では①「現状」と②「するべき」の回答に相違が見られた。

a 聞きやすく、正確な日本語を使う。：「非常にそう思う」①7.0%、②48.8%
(t(43)=-4.018,p<0.5)

b なるべく原文の通りに、字句の配列なども変えず、元の言語重視の通訳をする。

：「非常にそう思う」①2.3%、②25.6% (t(43)=-4.914,p<0.5)

d 原発言の内容を話者の立場に立って正確・精密に理解し、把握する

：「非常にそう思う」①4.7%、②30.2% (t(43)=-5.481,p<0.5)

e 通訳者は、原発言で使われた全ての単語を聞き取る必要はない。聞き取れた語と背景知識や状況を活用して内容を理解し通訳する。

：「そう思わない」①11.6%、②37.5% (t(40)=2.449,p<0.5)

f 原発言における話者の真の意図を理解して聞き手に伝える。

：「非常にそう思う」①7.0%、②30.2% (t(43)=-2.579,p<0.5)

g 通訳者は、原発言を聞き逃してはならない。

：「非常にそう思う」①24.4%、②44.2% (t(41)=-2.837,p<0.5)

h 原文の一文を一文で訳し、原語と訳語を一对一で対応させる。

：「非常にそう思う」①9.8%、②25.6% (t(41)=-2.263,p<0.5)

即ち、弁護人は、現在行われている通訳よりも、通訳人は次のように通訳をするべきであると考えている。「より聞きやすく正確な日本語を使い、なるべく原文の通りに字句の配列なども変えず元の言語を重視し、原発言の内容を話者の立場に立って正確・精密に理解、把握する。聞き取れた語と背景知識や状況を活用して内容を理解し通訳するのではなく、原発言で使われた全ての単語を聞き取る必要がある。また、原発言における話者の真の意図を理解して聞き手に伝え、原発言を聞き逃さないようにして、原文の一文を一文で訳し原語と訳語を一对一で対応させる。」

この結果から、現状では通訳人の通訳に対して不満を感じている弁護人が多いと言えるようである。

4.2 捜査段階における、弁護人の話し方について

次に、検査段階における弁護人自身の話し方について、①「現状はどのように発話をしているか」、また②「どのように発話をすべきだと思うか」を尋ねた。その結果、5項目のうち以下の3項目に5%の水準で有意差が見られた。

a 発言の意図が分かる話し方をする。：「非常にそう思う」①34.9%、②81.4%
(t(43)=-5.934,p<.05)

c 聞きやすく理解しやすい日本語の表現を使う。：「非常にそう思う」①34.9%、
②81.4% (t(43)=-5.228,p<.05)

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは

- d 分かりやすい構造のセンテンスで話す。：「非常にそう思う」①34.9%、②83.7%
(t(43)=-6.368,p<.05)

即ち、弁護人は、弁護人の話し方として、現在よりももっと発言の意図が分かる話し方をし、聞きやすく理解しやすい日本語の表現を使い、分かりやすい構造のセンテンスで話すべきであると思っている人が多い。

4.3 法廷での通訳について

次に、法廷での通訳において、通訳人は①「現状はどのように通訳をしているか」、また②「どのように通訳するべきだと思うか」を弁護人に尋ねた。

その結果、現状の司法通訳人の通訳は概ね理想通りであると捉えられていたのは、以下の3項目である。

- c 原発言から把握できた発話の意味を通訳する。

- e 通訳者は、原発言で使われた全ての単語を聞き取る必要はない。聞き取れた語と背景知識や状況を活用して内容を理解し通訳する。

- i 聞き直しややり直しをしながら、発言の内容を分かりやすく訳す。

それに対して、現状と理想の間にギャップがあるとみなされたのは以下の4項目である。

- a 聞きやすく、正確な日本語を使う。：「非常にそう思う」①15.8%、②54.1%
(t(37)=-3.155,p<.05)

- b なるべく原文の通りに、字句の配列なども変えず、元の言語重視の通訳をする。：「非常にそう思う」①2.63%、②43.43% (t(43)=-5.228,p<.05)

- g 通訳者は、原発言を聞き逃してはならない。：「非常にそう思う」①15.79%、②51.35% (t(37)=-3.83,p<.05)

- h 原文の一文を一文で訳し、原語と訳語を一对一で対応させる。：「非常にそう思う」①7.89%、②29.73 % (t(37)=-1.68,p<.05)

そして、現状と理想の間に有意な差とまではいえない若干のギャップがあるとされたのは以下の2項目である。

- d 原発言の内容を話者の立場にたって正確・精密に理解し、把握する。

- f 原発言の真の意図を理解して聞き手に伝える。

4.4 法廷における弁護人の話し方について

法廷における弁護人の話し方について、①「現状はどのように発言している」と思うか、また②「どのように発言するべきだと思うか」を尋ねた。その結果、5項目のうち以下の4項目の回答に5%の水準で有意差が見られ、特にa,c,eの「非常にそう思う」の現状と理想の差が大きいことが分かった。

- a 発言の意図がよく分かる話し方をする。：「非常にそう思う」①29.0%、②74.4%

(t(37)=-5.528,p<.05)

- b やや複雑な構文を使う。：「そう思わない」①26.3%、②61.5% (t(38)=3.615,p<.05)
- c 聞きやすく理解しやすい日本語の表現を使う。：「非常にそう思う」①31.6%、
②76.9% (t(37)=-5.376,p<.05)
- e 分かりやすい構造のセンテンスで話す。：「非常にそう思う」①42.1%、②79.5%
(t(37)=-4.969,p<.05)

即ち、法廷において弁護人は、現状より発言の意図がよく分かる話し方をするべきであり、聞きやすく理解しやすい日本語の表現を使うべきであり、分かりやすい構造のセンテンスで話すべきであると考えている。

5. 弁護人に対する調査から得られた知見

4に挙げた調査結果から、弁護人が持つ捜査段階及び法廷における通訳に対する認識には以下のような特徴が読み取れるだろう。

5.1 通訳人の通訳について

弁護人が考える捜査段階における理想的な通訳とは、元の発言の内容を正確・精密に聞きとり理解・把握し、なるべく元の発言通りに字句の配列等も変えずに訳語を一対一で対応させるように訳すことである。

法廷の方が捜査段階におけるよりも、より理想における希望が高くなるのは、「聞きやすく、正確な日本語を使う。」「なるべく原文の通りに、字句の配列なども変えず、元の言語重視の通訳をする。」「原発言で使われた全ての単語を聞き取る必要はなく、聞き取れた語と背景知識や状況を活用して内容を理解し通訳する。」である。また、「原発言の真の意図を理解して聞き手に伝える」は、捜査段階ではそうあるべきだと思う人が30.2%であるが、法廷では「そうあるべきだとは思わない」が31.4%となっている。法廷通訳では、捜査通訳と比較して、発言の意図を伝えるより正確で原発言の字義通りの通訳をすることが期待されていることが分かる。

5.2 弁護人の発話について

弁護人の話し方については、捜査段階でも法廷においてもそれほど大きな違いはなく、どちらも分かりやすい構造の文で聞きやすく理解しやすい表現を使い、発言の意図が分かる話し方をするべきであると回答された。

6. 司法通訳人に対する調査との比較

今回の調査内容については、弁護人に対する調査に先んじて、同様の調査項目で司

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは

法通訳人に対する調査を実施した⁵（水野かほる 2020）。そこで、本章では、まず通訳人に対する調査の結果について説明し、その後に弁護人に対する調査結果と比較して両者の司法通訳に対する認識にどのような違いが見られるかを述べたい。

6.1 司法通訳人の通訳に対する認識

2でも簡単に記述したが、以下においては、水野かほる（2020）から司法通訳人に対する調査結果について説明する。

① 捜査段階での通訳と法廷での通訳の在り方に相違が見られる。

捜査段階における通訳では現状と理想の間にギャップが少なく、多くの通訳人は自分の考える通訳方法が実現できていると思っている。しかし、法廷での通訳においては現状と理想の間のギャップが大きく、より正確に原発言内容と話者の意図を理解し、正確で分かりやすい日本語を使用して通訳すべきであると考えていることが分かった。

小林（2019）は、裁判と捜査の通訳の違いについて、検事の言葉を引いて「公判における通訳は、裁判官、検察官、弁護人、被告人といった関係者が、公判で行われる手続や関係者間のやり取りを正確に理解できるような状態にすることが重要」であり、捜査は「事案の真相を解明し、起訴不起訴を判断するという、証拠の収集活動です。そのために、被疑者、参考人を取調べることが中心に行われ、そこでは真実はどうなのかを聞き出すということが重要」（小林 2019:66-67）であると述べている。やはり、法定での通訳の方がより正確で理解可能な通訳が求められていると言えよう。

法廷通訳で現状と理想の差が大きい理由としては、法廷手続きは高度に形式化されたものであり、法廷での発言はより量刑と心証に影響するため、その通訳には厳格なまでの正確性が要求されるという従来から求められてきた在り方が、実際の司法通訳の場において話者の立場や真の意図を重視した訳し方を遂行することを躊躇させていのではないだろうか。

② 通訳の認識に理想と現実のギャップが見られる。

先述した通り、司法通訳では、発言された通り省略や編集を一切ほどこさず、話し手の言語レベルや話し方のスタイルまでそのまま訳すことが求められるとされる。しかしながら、調査項目である「なるべく原文の通りに、字句の配列なども変えず、元の言語重視の通訳をする」や「原文の一文を一文で訳し、原語と訳語を一对一で対応させる」を支持する「非常に／ややそう思う」を選択した通訳人は30%台後半～50%台前半でありそれほど高い支持ではなく、通訳人の考える通訳の正確性は単純にある言語からほかの言語へ移し替えるという作業ではないと言えるのではないかと思われる。一方で、「原発言の内容を話者の立場にたって正確・精密に理解し、把握する」

⁵ 本調査は、2017年12月～2018年1月に国内で司法通訳の経験がある人を対象にオンラインで実施した。
有効回答39。

や「原発言における話者の真の意図を理解して聞き手に伝える」という、元の発言の内容や話者の意図を理解し伝えることを重視する通訳を現状よりも理想と考える通訳人が多い結果となっている。

③通訳のユーザーの話し方について

通訳のユーザーについての話し方に関しては、捜査段階・法廷のどちらについても現状と「そあるべき」に差が見られ、特に法廷でのユーザーの話し方に通訳人はギャップを感じている。この結果は、先述した2012年と2017年の法廷通訳人に対する調査において、多くの通訳人が法曹三者の発言は分かりにくいと回答した結果と同様である（高畠他 2013/2017、森他 2018）。

6.2 司法通訳人と弁護人との通訳観の相違

弁護人が通訳人に求める通訳の仕方には、発言された通り省略や編集を一切ほどこさず、話し手の言語レベルや話し方のスタイルまでそのまま訳すという従来から司法通訳に求められてきた通訳方法が見られる。そこには、通訳人は黒子であり目に見えない『導管』とみなす導管モデル的なコミュニケーション感が見え隠れする。即ち、従来、通訳人は、法廷規範的意識（法廷語用イデオロギー）では法廷談話に影響を与えるべきではない存在とみなされてきており、現在もその意識は存続していると思われる。一方、通訳人はこの通訳観に影響を受けながらも、述べられたことのみをそのまま訳出することでは不十分だと感じている人も多い⁶。

弁護人に対する調査の自由回答欄への記述⁷からは、通訳人の通訳能力に対する疑いや通訳方法に対する不満などが多く寄せられ、通訳人に対する信頼が必ずしも高くないことが伺える。弁護人には通訳言語が理解できないため、通訳の正確性に疑問をもっても確認ができず、それがより正確な通訳を求める理由になっているようである。

7. まとめ

量刑と弁護人の役割について、渡辺・長尾（1998）では次のように述べているが、弁護人の果たす役割の重要さがここから把握される。

日本型量刑にはある種の「勘所」がある。これは、外国人にはよく飲み込めな

6 吉田（2011）は、「導管」イデオロギーは意識されてはいるが、通訳人は「作者」として訳語を選択し、訳出を行っており、詩的談話構造の構築に貢献し、通訳人の訳出も一般的なコミュニケーションと同様に語用イデオロギーを媒介としたメタ語用作用によりテクスト化が生じているとする。そして、実際の法廷実践（語用）と語用イデオロギー（メタ語用）の間には、ずれが生じていることを示した（吉田2011: 69）。

7 司法通訳人調査と弁護人への調査の自由解答欄への記述の一部を本稿末尾に添付する。できる限り表現等はそのまま載せたが、紙数の関係等により原文の一部の掲載になっている。

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは

いかかもしれない。それを説明する一方、被告人の心情をうまく日本型量刑事情になじむようにして裁判所に伝える「橋渡し」は、弁護人の役割だ。(渡辺・長尾 1998:7-8)

また、日本弁護士連合会は2013年7月に、「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」を最高裁判所長官、法務大臣、検事総長に提出し、法廷通訳の質の確保のため、法廷通訳人に関する法律等による規定の整備を求めた。しかしながら、制度の実現に向けた動きは進んでいない。本意見書において、公判廷における通訳の質の確保の必要性があげられており、そのための方策として「訴訟関係者に対する配慮義務規定の新設」「裁判所に対する配慮義務規定の新設」があり、「一般的努力義務」として、「訴訟関係者（裁判所）は、正確な通訳が行われるように、可能な限り簡潔な文章を用い、通訳及び翻訳が可能な表現を使用するよう努力する旨の規定を新設すべきである。」とある。ただ、本意見書には制度面での提言は様々あるが、「通訳」という言語を運用する行為に対する法曹三者の役割や留意点に関しては、ほとんど触れられていない。

2012年と2017年の法廷通訳経験者に対する調査では、法曹三者の発言は訳しにくくないと感じている通訳人が多く、誤訳防止のためにも法曹三者の分かりやすい発言や通訳への理解と通訳人が通訳をしやすい環境の整備が必要であると考える通訳人が多い結果であった。これまでの司法通訳についての議論では、その多くが通訳人の能力や技術の問題とされることが多く、通訳人自身の努力や意欲に支えられることが多かった。しかしながら、弁護人の言葉が正確に被疑者・被告人に伝わらない、被告人の発言が弁護人にきちんと届かないという状況があるとすれば、誤訳が生じないようにするためにも早急な対応が求められる。外国人が関わる司法手続きが適正かつ公正なものとして進行するためには、通訳人とそのユーザーはもちろん様々な分野の関係者が通訳に対する理解を深め、連携や役割分担を担っていく必要があるだろう。

付記 調査にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS 科研費（課題番号20K00607）による研究成果の一部である。

参考文献

- 石塚裕之（2008）「同時通訳のSL／TLの差異から探る概念的処理の実態」『通訳翻訳研究』No.8:19-36
- 大木和弘・金竜介・児玉晃一・関聰介（1997）『外国人刑事弁護マニュアル』現代人文社
- （2014）『外国人刑事弁護マニュアル〔改訂第3版〕』現代人文社
- 小林裕子（2019）『司法通訳人という仕事』慶應義塾大学出版会

- 近藤正臣 (2012) 「通訳の原理に関する省察（上）」『通訳翻訳研究』No.12:119-132
- 最高裁判所事務総局刑事局 (2011) 『法廷通訳ハンドブック実践編【英語】（改訂版）』法曹会
- 最高裁判所事務総局刑事局 (2018) 『ごぞんじですか法廷通訳—あなたも法廷通訳を—』
- 高畠幸・水野かほる・津田守・坂巻静佳・森直香 (2013) 「2012法廷通訳の仕事に関する実態調査」『国際関係・比較文化研究』12(1):177-189
- (2017) 『2017法廷通訳の仕事に関する調査報告書』静岡県立大学法廷通訳研究会
- 鳥飼玖美子編著 (2013) 『よくわかる翻訳通訳学』ミネルヴァ書房
- 中村幸子・水野真木子 (2009) 「第2回模擬法廷の言語分析 法廷における語彙選択に関する言語学的問題と法的意味」『通訳翻訳研究』No.9: 33-54
- 日本弁護士連合会 (2013) 「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」
- 水野かほる (2020) 「司法通訳人が考える通訳の意味—司法通訳人に対する調査からの考察—」『比較文化研究』No.140:75-85
- 水野かほる・津田守編著 (2016) 『裁判員裁判時代の法廷通訳人』大阪大学出版会
- 水野真木子 (2008) 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書株式会社
- (2010) 「法廷証言における日本語独特の表現とその英訳の等価性の問題—日本人通訳者の訳出表現と英語ネイティブ・スピーカーの表現の比較を中心に—」『通訳翻訳研究』No.10: 177-192
- 水野真木子・内藤稔 (2015) 『コミュニティ通訳 多文化共生社会のコミュニケーション』みすず書房
- 森直香・水野かほる・高畠幸・坂巻静佳 (2018) 「法廷通訳の仕事に関する実態調査：2012年と2017年の調査から」『比較文化研究』No.131:1-11
- 吉田理加 (2007) 「法廷相互行為を通訳する～法廷通訳人の役割再考～」『通訳研究』第7号: 19-38
- (2011) 「法廷談話実践と法廷通訳—語用とメタ語用の織り成すテクスト—」『社会言語科学』第13巻第2号: 59-71
- 吉田理加・毛利雅子・津田守・水野真木子 (2007a) 「日本通訳学会第7回年次大会コミュニケーション通訳分科会シンポジウム『司法通訳にとっての等価性とは：正確な通訳の可能性と限界』」『通訳研究』第7号: 295-305
- (2007b) 「コミュニケーション通訳分科会主催ミニシンポジウム『司法通訳・翻訳の正確性について』」『通訳研究』第7号: 307-312
- 渡辺修・長尾ひろみ編 (1998) 『外国人と刑事手続—適正な通訳のために—』成文堂
- 渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子 (2004) 『司法通訳 Q & Aで学ぶ通訳現場』松柏社

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは

表1 弁護人調査：検査段階 (%) (n=43)

		非常に そう思 う	ややそ う思う	どちら ともい えない	あまり そう思 わない	そう思 わない
I 検査段階での通訳						
a 聞きやすく、正確な日本語を使用する。	現状 そうあるべき	7.0 48.8	48.8 39.5	20.9 4.7	18.6 4.7	4.7 2.3
b 原文の通り、字句の配列などを変えず、元の言語重視の通訳。	現状 そうあるべき	2.3 25.6	9.3 20.9	30.2 23.3	34.9 25.6	23.3 4.7
c 原発言から把握できた発話の意味を通訳。	現状 そうあるべき	7.0 18.6	72.1 32.6	9.3 25.6	9.3 11.6	2.3 11.6
d 原発言の内容を話者の立場にたって正確・精密に理解。	現状 そうあるべき	4.7 30.2	20.9 46.5	46.5 16.3	14.0 2.3	14.0 4.7
e 聞き取れた語と背景知識や状況を活用して内容理解。	現状 そうあるべき	4.7 2.5	27.9 12.5	23.3 17.5	32.6 30.0	11.6 37.5
f 原発言の話者の意図を理解し伝える。	現状 そうあるべき	7.0 30.2	32.6 25.6	32.6 23.3	18.6 14.0	9.3 7.0
g 原発言を聞き逃してはならない。	現状 そうあるべき	24.4 44.2	24.4 30.2	22.0 9.3	17.1 11.6	12.2 4.7
h 原語と訳語を一对一で対応させる。	現状 そうあるべき	9.8 25.6	9.8 18.6	17.1 7.0	36.6 30.2	26.8 18.6
i 聞き直しややり直ししながら発言の内容を訳す。	現状 そうあるべき	14.0 14.0	25.6 39.5	32.6 16.3	23.3 18.6	4.7 11.6
II 検査段階における弁護士の話し方						
a 発言の意図が分かる話し方をする。	現状 そうあるべき	34.9 81.4	44.2 18.6	16.3 0.0	4.7 0.0	0.0 0.0
b やや複雑な構文を使う。	現状 そうあるべき	0.0	16.3	9.3	41.9	32.6
c 聞きやすく理解しやすい日本語の表現を使う。	現状 そうあるべき	34.9 81.4	46.5 16.3	14.0 0.0	4.7 0.0	0.0 2.3
d 法律用語等を使って内容を正確に伝える。	現状 そうあるべき	11.6 25.6	37.2 27.9	23.3 14.0	16.3 18.6	11.6 14.0
e 分かりやすい構造のセンテンスで話す。	現状 そうあるべき	34.9 83.7	55.8 16.3	7.0 0.0	2.3 0.0	0.0 0.0

小数点第2位を四捨五入してパーセンテージを出した。

表2 弁護人調査：法廷 (%) (n=43)

		非常に そう思 う	ややそ う思う	どちら ともい えない	あまり そう思 わない	そう思 わない
III 法廷での通訳						
a 聞きやすく、正確な日本語を使用する。	現状 そうあるべき	15.8 54.1	55.3 32.4	18.4 5.4	7.9 5.4	2.6 2.7
b 原文の通り、字句の配列などを変えず、元の言語重視の通訳。	現状 そうあるべき	2.6 32.4	34.2 21.6	26.3 16.2	21.1 18.9	15.8 10.8
c 原発言から把握できた発話の意味を通訳。	現状 そうあるべき	13.2 16.2	42.1 32.4	29.0 29.7	13.2 10.8	2.6 10.8
d 原発言の内容を話者の立場にたって正確・精密に理解。	現状 そうあるべき	7.9 27.0	44.7 35.1	29.0 24.3	13.2 8.1	5.3 5.4
e 聞き取れた語と背景知識や状況を活用して内容理解。	現状 そうあるべき	2.8 27.0	16.7 35.1	19.4 24.3	47.2 8.1	13.9 5.4
f 原発言の話者の意図を理解し伝える。	現状 そうあるべき	5.3 0.0	34.2 17.1	21.1 11.4	36.8 40.0	2.6 31.4
g 原発言を聞き逃してはならない。	現状 そうあるべき	15.8 51.4	39.5 32.4	23.7 5.4	13.2 5.4	7.9 5.4
h 原語と訳語を一对一で対応させる。	現状 そうあるべき	7.9 29.7	26.3 21.6	18.4 8.1	29.0 21.6	18.4 18.9
i 聞き直しややり直しをしながら発言の内容を訳す。	現状 そうあるべき	2.6 24.3	36.8 29.7	29.0 13.5	21.1 13.5	10.5 18.9
IV 法廷における弁護士の話し方						
a 発言の意図が分かる話し方をする。	現状 そうあるべき	29.0 74.4	63.2 23.1	7.9 2.6	0.0 0.0	0.0 0.0
b やや複雑な構文を使う。	現状 そうあるべき	5.3 2.6	7.9 2.6	13.2 0.0	47.4 33.3	26.3 61.5
c 聞きやすく理解しやすい日本語の表現を使う。	現状 そうあるべき	31.6 76.9	63.2 23.1	2.6 0.0	2.6 0.0	0.0 0.0
d 法律用語等を使って内容を正確に伝える。	現状 そうあるべき	7.9 15.4	50.0 35.9	13.2 18.0	21.1 18.0	7.9 12.8
e 分かりやすい構造のセンテンスで話す。	現状 そうあるべき	42.1 79.5	52.6 20.5	2.6 0.0	2.6 0.0	0.0 0.0

小数点第2位を四捨五入してパーセンテージを出した。

弁護人と通訳人の観点から見た「良い」通訳とは

☆自由記述欄から

<通訳人>

- ・法廷での通訳については、質問者の質問が長いとメモを取るのが大変。質問者（検察、弁護人、裁判官）もメモを取りやすいようにする、前提の部分を訳させてから質問内容を訳させるというように分けてもらいたい。
- ・司法通訳にも様々な場面があり、求められる訳し方は異なる。加害者、被害者、証人などの立場や年齢・出身地・学歴なども異なり、理解できる語彙や表現の幅も異なる。極端な一般化は危険だと思う。
- ・拘留中の被疑者と弁護士の通訳をしているが、双方とも興奮し声を荒げたり投げやりな言葉を発することがある。弁護士は冷静に分かりやすい言葉で、時には質問の背景も説明するべき。
- ・ユーザーと被疑者・被告は通訳を介した発話と直接共通言語での会話との違いを理解するべき。
- ・何かの研修会で、弁護士が「わざとわかりにくい質問をするのも戦略」と言うのを聞いてから、法廷で「分かりやすさ」を求めるくらいの気分。
- ・私は弁護士接見と打ち合わせの通訳の経験が1回ずつのみですが、どちらの場合も、弁護士の方は非常にわかりやすい話し方をしてくださり、通訳がスムーズにできました。接見の時の弁護士は海外留学の経験があり英語が堪能で、通訳という業務に対する理解が深く、とてもやりやすいと感じました。
- ・裁判での被告人質問時に答えが長すぎるので裁判官にとめてもらったことがある。外国人の裁判では読み上げのスピードを遅くしてほしい。同じくらいのスピードで訳したものを見ると被告人には理解がしにくいので普通の速度で読むようにしている。
- ・弁護人は抽象的すぎる被告人質問をしたり、通訳人に関する理解が足りないと感じることが多い。法廷においては通訳人の情報量は圧倒的に少ないので被告人質問を含めて事前に共有してもらえると有難いと思う。
- ・現在日本の司法通訳業界のユーザートレーニングが必要不可欠だと思います。

<弁護人>

- ・弁護人の話をわかりやすく伝えようとし意訳した結果、元の意味と異なってしまうことがあるので、意味を酌もうとせず、そのまま訳していただきたい。
- ・外国語訳については、基本的には話した通りに訳し、経験上別の話し方をした方が伝わりやすい場合は了解を取ったうえで実施するのが良い。日本語訳は、相手の言っていることが理解できない場合以外は正確に訳していただくのが良い。
- ・通訳人は当該外国語を母国語とする人が担当した方が意思疎通はスムーズ。翻訳後の日本語が下手でも意味は分かる。

- ・英語については概ねレベルが高い通訳にあたっていると思う。それ以外の言語では、どのくらい正確に通訳されているか判断し辛い。3000字位の弁論要旨が200字位だけが被告人に伝えられることになった。
- ・誤解が生じないようにするためには複数人の通訳が付く必要がある。通訳人同士で大いに口論して正確性を期してほしい。
- ・必ずしも一言一句とは思っていない一方、事件によって詳細に聞き取ってほしい内容を訳し漏らされると事件解決上困る。どこを細かく聞き取ってほしいのかは、ある程度事前に通訳が弁護人やその他の法廷の当事者との間で打ち合わせがないと聞き返し等は避けられない。
- ・入管、法廷での通訳で、日本語の質問はそうではないのに、上から目線の母語を使われて、しんどいと当事者が漏らしたのをよく聞く。
- ・日本人全体がそうだが、裁判所や弁護士も異文化交流・理解について経験が乏しい人が多いと思う。
- ・弁護人が話していないことや被疑者・被告人が話していないことを推測から補足したり要約して通訳されることがある。通訳人が被疑者・被告人と長く話し込む場合があるが、通訳人が被疑者・被告人に話したことは、「=弁護人が話したこと」であり、誤り・不適切な内容が含まれる場合、弁護過誤、信頼関係の破綻につながりかねない。
- ・刑事法廷の場合は、予め（遅くとも数日前には）尋問予定のメモを通訳人に渡しているので、一応正確な通訳をしていただいていると考えている。通訳人の先生がいる場合といない場合とでは、対象となる人もある程度リラックスして話しているようを感じることもあるので助かっている。
- ・通訳の正確性について自身で把握できないため、通訳人は自身の知識等のみに基づく意訳をするよりも、より言語に正確な通訳をしてもらいたい。
- ・能力に差がありすぎるので能力を担保できるような国家資格を創設すべき。
- ・捜査段階の弁護側の通訳はあまりに質が低い。捜査官側の通訳は質が高い。法廷通訳の質はギリギリ及第だが、誤訳は必ずあり、複数の通訳人が絶対に必要。否認事件はチェックインターフリターが必ず必要。